

柴山潟漁業協同組合（内共2号）柴山潟

1. 遊漁についての制限の範囲

（1）漁具漁法の制限

遊漁者は、竿釣以外の漁具漁法を使用して、こい、ふな及びうなぎの採捕をしてはならない。

（2）遊漁期間

魚種	期間
こい	6月1日から翌年4月30日まで
ふな	6月1日から翌年4月30日まで
うなぎ	4月1日から11月30日まで

（3）全長制限

魚種	全長
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	30センチメートル

（4）尾数の制限

魚種	尾数
うなぎ	3尾（1人1日あたり）

2. 遊漁料の額及びその納付の方法

柴山潟漁業協同組合事務所及び組合で指定した連絡所又はオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料の欄に掲げる金額にそれぞれ200円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	有効期間	遊漁料
こい、ふな	竿釣	1日	1,000円
		1年	3,000円
うなぎ	竿釣	1日	3,000円
		1年	10,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず同表の右欄のとおりとする。

対象	遊漁料
学齢に達しない幼児	無料
小・中学生又は障害者手帳保持者	前項の表の遊漁料の欄に掲げる金額に0.5を乗じて得た額